

複合型地域観光交流拠点施設新築工事

公募内容説明書

1. 工事名

複合型地域観光交流拠点施設新築工事（機械空調設備工事）

2. 目的及び事業概要

本工事は、弟子屈町における人口減少や年代構成の変化、地域経済の低迷と中心市街地の空洞化、公共施設や民間施設の老朽化等、町の課題の解決策の一つとして、中心市街地の交流人口拡大による地域と観光の交流拠点となる複合施設（図書館・プール・温浴施設・カフェ等）を整備するものである。

なお、本工事は令和5年度に策定した都市再生整備計画に基づき、国土交通省の「都市構造再編集集中支援事業費等補助金」を活用して施工するものである。

3. 工事概要

下記施設に係る機械衛生設備工事一式

主要用途 : 図書館・温浴施設・水泳場・事務所

構造/基礎 : 鉄骨造地上1階地下1階建て（一部鉄筋コンクリート造）/柱状改良

建築面積 : 4,046.19 m²

延床面積 : 3,689.64 m²（屋内部分）

4. 工事実施における条件等

本工事は別途発注する建築主体工事、電気設備工事、機械衛生設備工事、外構工事、中央源泉に関わる工事と同一の敷地内で施工され、それぞれの工事に関連性があることから、受注者は弟子屈町まちづくり政策課地域振興担当・建設課・水道課及び別途施工される工事関係者と綿密に協議・調整を行うこと。

5. 契約に関する事項

本工事の契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年弟子屈町条例第3号）に該当するため、弟子屈町議会による契約を締結することの議決を得た後に契約を締結する。

6. 施工期間

契約締結日の翌日から令和9年10月5日まで（予定）

7. 事業者の公募及び選定

公募により指名競争入札参加者を募集し、応募したものの中から参加者を選考して行う指名競争入札（以下「公募型指名競争入札」という。）を実施する。

参加を希望する事業者は、公募型指名競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を「13. 担当部署」へ提出期限までに提出すること。

公募型指名競争入札は申請書を受理された者のうち、「9. 応募資格」の要件を満たす者の中から、建設工事等請負業者指名選考員会により公募型指名競争入札参加者を選考し、別途入札に

付する事項等を通知する。

8. 公募内容説明書等の配布期間

- (1) 配布期間 令和7年11月14日（金）～令和7年11月21日（金）
- (2) 配布方法 弟子屈町公式ウェブサイトからダウンロード、又は、「13. 担当部署」記載部署で直接配布。なお、直接配布は、開庁日の午前9時から午後5時まで。

9. 応募資格

指名競争入札の指名を受けようとする者は単体企業又は特定建設工事共同企業体であって、単体企業の要件は（１）、共同企業体の要件は（２）とする。

（１） 単体企業の要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第26号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しないものであること。

イ 弟子屈町工事等請負業者選定及び指名基準に関する要綱（昭和54年弟子屈町訓令第9号）の規定に基づき格付名簿（令和7年度）に登載された請負業者中、管工事の工事種別に登録され、登録期間中の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における管工事の許可業種総合評定値が900点以上である者。

ウ 入札執行日までの間、弟子屈町競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成15年弟子屈町訓令第48号。以下「要領」という。）第2条第1項及び第3条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ 本工事に対応する建設業法の許可業種につき、営業年数が4年以上あること。

オ 本工事と同種で、かつ、過去15年間（平成21年度以降）に元請として施工した次の実績を有すること。（共同企業体として施工した実績は、当該共同体の構成員としての出資比率が20%以上の場合に限るものとする。）

①発注者 国、地方公共団体、建設業法施行令第45条に規定する公共法人、建設業法施行規則第18条に定める法人、国家公務員共済組合、地方職員共済組合、公立学校共済組合

②構 造 非木造

③面 積 2,000 m²以上

④階 数 平屋建て以上

⑤種 類 新築・改築・増築

カ 本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事に専任で配置できること。

キ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

ク 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（設計業務受託者：株式会社フィルド）

ケ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者でないこと。

（２） 特定建設工事共同企業体の要件

ア 構成員の数及び組み合わせ等

- ① 「2ないし3社」による自主結成とする。
- ② 全ての構成員が、弟子屈町工事等請負業者選定及び指名基準に関する要綱（昭和54年弟子屈町訓令第9号）の規定に基づき格付名簿（令和7年度）に登載された請負業者中、管工事の工事種別に登録され、登録期間中の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における管工事の許可業種総合評定値が900点以上である者。

イ 出資比率

- ① 2社以上の場合 30%以上であること。
- ② 3社以上の場合 20%以上であること。

ウ 全ての構成員が、地方自治法施行令（昭和22年政令第26号。以下「令」という。）第167条の4の規定に該当しないものであること。

エ 全ての構成員が、入札執行日までの間、弟子屈町競争入札参加資格指名停止事務処理要領（平成15年弟子屈町訓令第48号。以下「要領」という。）第2条第1項及び第3条第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 全ての構成員が、発注工事に対応する建設業法の許可業種につき、営業年数が4年以上あること。

カ 構成員のうち代表者は、（1）のオの要件を満たすこと。

キ 構成員のうち代表者は、本工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事に専任で配置できること。

ク 構成員のうち代表者は、現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

ケ 全ての構成員が、発注工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（設計業務受託者：株式会社フィールド）

コ 全ての構成員が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者でないこと。

サ 全ての構成員が、当該発注工事における単体企業及び他の共同企業体の構成員でないこと。

10. スケジュール

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 募集開始 | 令和7年11月14日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和7年11月21日（金）午後5時 |
| (3) 参加申込書受付期限 | 令和7年11月26日（水）午後5時 |
| (4) 入札参加者指名通知 | 令和7年11月28日（金）予定 |
| (5) 入札 | 令和7年12月24日（水）予定 |

11. 入札参加資格申請書の提出

- (1) 提出期間 令和7年11月14日（金）から令和7年11月26日（水）まで
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く8時45分から17時30分まで
- (2) 提出場所 〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号
弟子屈町役場 総務課 総務係
電 話 015-482-2912

FAX 015-482-2696

(3) 提出書類等

- ①公募型指名競争入札参加資格申請書（別記様式第1号）
- ②特定建設工事共同企業体協定書（北海道様式に準ずる）※共同企業体のみ
- ③委任状 ※共同企業体のみ

【添付書類】

- ・工事施工実績調書（別記様式第2号）
（※実績は、9（1）のオ又は9（2）のカに記述した工事について記載すること）。
- ・工事施工実績を証明する書面
工事实績証明書（別記様式第3号）又はこれに代わる書面（契約書等の写し）。
（共同企業体として実績のある場合は、当該共同企業体の協定書及び附属協定書のそれぞれの写し。）
- ・配置予定技術者調書（別記様式第4号）
- ・設計業務受託者との関連を示す書面（別記様式第5号）
- ・誓約書（別記様式第6号）
構成員ごとに記載すること。
- ・その他町長が必要と認める書類。

12. 手続き及び事業内容に関する質問

- (1) 質問の内容 本公告の内容に限るものとし、公募型指名競争入札参加者の選考に係る質問は受け付けない。
- (2) 質問書 任意様式
- (3) 質問書の提出先 「13. 担当部署」に同じ
- (4) 質問書の提出方法 電子ファイルにて作成し、電子メールで提出すること。ただし、必ず事前に電話連絡すること。
- (5) 質問書の提出期限 令和7年11月21日（金）午後5時まで
- (6) 質問に関する回答方法 質問を町が受理した日から2日以内（期限までの閉庁日は除く）にメールで回答する。
また、弟子屈町公式ウェブサイトにて公表する。ただし、質問者の氏名等は公表しない。

13. 担当部署

弟子屈町総務課総務係

〒088-3292 北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

TEL：015-482-2912（課直通）

FAX：015-482-2696（代表）

E-mail：soumu@town. teshikaga. hokkaido. jp

14. 失格事由（選定対象除外事由）

本公募型指名競争入札申請者は、契約の締結までの間に、次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ①「9. 応募資格」の要件を満たさなくなったとき。

- ②申請書及び添付書類に虚偽の記載があることが判明したとき。他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ③必要な書類が所定の日時までに所定の場所に到着しないとき。
- ④本公募型指名競争入札関係者と不正な接触等を行ったとき。
- ⑤前各号に掲げるもののほか、公募内容説明書で指定した事項に違反したとき。

15. 契約の締結

- (1) 公募型指名競争入札で有効な入札を行った入札者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 本入札の落札者を決定し契約を締結したときは、弟子屈町公式ウェブサイトへの掲載により公表する。
- (3) 「5. 契約に関する事項」を町が満たすことができず契約を締結できない場合における、受託候補者に生ずる一切の損害の賠償はできないものとする。

16. その他

書類提出にあたっての留意事項

- ①提出書類の作成及び提出に係る費用など、公募型指名競争入札の参加申請に要する一切の費用は申請者の負担とする。
- ②書類等の追加、修正は原則として行わない。
- ③提出された書類の返却は行わない。

図面の一部公表

工事概要の分かる図面（一部抜粋したもの）を公表するので、希望者は13.担当部署の
E-mail : soumu@town.teshikaga.hokkaido.jp に希望の旨、メールを送信すること。

（※希望者については、指名競争入札の指名を受けようとする者で弟子屈町工事等請負業者選定及び指名基準に関する要綱（昭和54年弟子屈町訓令第9号）の規定に基づき格付名簿（令和7年度）に登載された請負業者中、発注工事と同種の工事種別に登録されている者に限る。）